

— 役員候補者の選出および役員の選定等に関する規程 —

(平成25年9月2日制定)

- 第1条 この規程は、定款に規定される役員（代議員・理事および監事）の選任について、その候補者の選出、および役員の選定に関する手続きを定めるものである。
本規程において、役員候補者とは、代議員会における役員選任の対象候補者をいう。また、役員選挙候補者とは、役員選挙における立候補者および理事会推薦役員候補者をいう。
- 第2条 理事会は別に定める細則にしたがって役員選挙候補者の選出を行う。役員選挙候補者の資格は、選挙の年の1月理事会開催日現在の正会員とする。
- 第3条 代議員は、正会員の直接選挙により選出する。選挙の有権者は、選挙の年の1月理事会開催日現在の正会員とする。
2 正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
3 第2項の代議員選挙は2年に1度とし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
- 第4条 理事長は、有権者である正会員に対し、役員選挙候補者リストと投票用紙を提出し、投票を求める。ただし、正会員は自由に代議員選挙立候補者以外の正会員に投票することができる。
2 理事長、副理事長および監事の各候補者の投票は単記とする。
3 理事長、副理事長を除く理事候補者の投票は、理事会で決議した定数内の記載とする。
- 第5条 選挙は、理事会の決議のもと、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第6条 代議員は、選挙により当選した者とし、当選者は、選挙の得票数の 高い順に決定する。ただし、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。
- 第7条 前条により選出された役員候補者は、代議員会において、候補者ごとに役員選任の決議に諮る。
- 第8条 理事会は、前条で選任された役員のうちから、選挙結果を参考に、理事長および副理事長を選定する。
- 第9条 理事の職務については、別途定める事務分掌規程により、具体的な業務の分担は理事会において定める。
- 第10条 選挙の公告は電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。
- 第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は平成 23 年 6 月 10 日改正から実施する。

本規程は平成 25 年 9 月 2 日改正から実施する。